

(平成22年4月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

香川国民年金 事案 320

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から57年9月まで
昭和53年10月に結婚したころに、婚姻届の提出、国民健康保険の手続と同時に国民年金の加入手続をしたと思う。後日、年金手帳と納付書が送付されてきたので銀行へ持参して納付した。
定期的に納付するように努めていたが、ある程度遅れたためにまとめて納付したこともあったように思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿の記載から昭和57年12月に申立人の妻と連番で払い出されていることが確認できることから、申立期間のうち、同年4月から同年9月までの期間については、同記号番号の払出時点では現年度納付が可能な期間であり、同年4月から同年9月までの保険料を納付させないまま同年10月以降の保険料を納付させる取扱いは不自然である。また、夫婦の前後に同記号番号の払出しを受けた者の記録を見ると、ほとんどの者が申立人と同様に同年3月以前にさかのぼって被保険者資格を取得しているものの、そのうちの多数の者が同年4月からの現年度保険料は納付済みの取扱いとなっている状況がうかがわれるとともに、申立人は申立期間後の保険料がすべて納付済みとなっているなどの事情を踏まえると、当該期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和53年10月から55年9月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では時効により納付できない上、申立人に対して別の同記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和 55 年 10 月から 57 年 3 月までの期間については、国民年金手帳記号番号の払出時点において、さかのぼって過年度納付することは可能であったが、申立人の国民年金の加入状況、納付時期、納付金額及び納付方法に関する記憶は曖昧である上、前述のとおり、夫婦の前後に同記号番号の払出しを受けた者も過年度保険料の納付が可能であったにもかかわらず、当該保険料を納付している者はほとんど見当たらないなど、ほかに当該期間の保険料をさかのぼって納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間のうち昭和 53 年 10 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

昭和59年4月から61年3月までの期間について、記録上では未加入期間とされているが、申立期間についても59年3月以前の期間から引き続いて保険料を納付していた。

昭和48年7月から54年11月までの期間も未加入期間となっているが、20歳で国民年金に加入した後、婚姻後も継続して加入していたものの、被用者年金制度に加入している者の妻には加入義務が無いことを聞いたので、あまり深く考えずに納付をやめてしまった記憶がある。その後A町に転居した後には任意で再加入した。再加入後の期間中は、申立期間を含めて保険料を納付していたはずであり、やめる手続をした記憶も無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意加入制度を承知した上で昭和54年12月に再加入しており、申立人には59年4月に被保険者資格を喪失する特段の事情は見当たらない。また、被保険者名簿には同年同月に申立人が被保険者資格を喪失した理由として「公年加入」と記載されているが、申立人が申立期間当時、国民年金以外の公的年金制度に加入していたことは確認できない上、被保険者から提出された資格喪失申出書の取扱いについては、同申出書に年金手帳を添付させ、年金手帳に資格喪失日を記入し、処理庁印を押して被保険者に返付することとされているところ、申立人が所持している年金手帳には、同月に被保険者資格を喪失した記載が無いことなど、申立人が被保険者資格喪失の申出をしたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主は、申立人がA社において昭和15年10月1日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の同社における船員保険被保険者の資格喪失日は、16年9月9日であったと認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、35円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間③の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB会における資格取得日に係る記録を昭和18年11月19日に訂正し、標準報酬月額を55円とすることが必要である。

さらに、申立期間④について、昭和18年11月19日から19年8月29日までの期間を戦時加算該当期間として、船員保険被保険者記録を訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間③の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和15年10月1日から16年9月8日まで
② 昭和16年9月8日から18年11月19日まで
③ 昭和18年11月19日から同年12月4日まで
④ 昭和18年11月19日から19年8月29日までの
戦時加算該当期間

私は、昭和15年にA社に入社後、同社所有の捕鯨船C丸の船員となった。約1年間、主に南極付近での捕鯨に従事したが16年に同船が海軍の徴用船となったため雇止めになった。

C丸を下船した後、A社からD省の任務に就くよう命じられ、昭和16年から、船員として同省が行うE海峡やF湾での浚渫工事に携わった。

昭和 18 年に D 省での任務が解けた後は、再び A 社(当時は、G 社)の所有する H 丸に乗船し、太平洋での捕鯨に従事した。

昭和 15 年に A 社に入社して、21 年にいったん退社するまでずっと在籍していたのに、申立期間の年金記録が無いのは納得できない。

また、H 丸に乗船した期間については、戦時加算該当期間として認めてもらいたい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人から提出された船員手帳の記載内容に加えて、A 社が保管する船員原簿(人事記録)から、申立人が昭和 15 年 10 月 1 日から 16 年 9 月 8 日までの期間、同社が所有する C 丸に乗船し、給仕として勤務していたことが確認できる上、同手帳には、同手帳及び同原簿に記載されている給与額に相当する標準報酬等級の記載があることから判断すると、申立人は、申立期間①に係る船員保険料を給与から控除されていたことが推認できる。

一方、申立期間①に係る C 丸及び A 社が所有する他の捕鯨船舶の船員保険被保険者名簿について、同社の船員保険被保険者記録を保管する社会保険事務所に照会したところ、当該名簿は残存していない旨回答があった。

また、申立人のオンライン記録では、昭和 21 年 7 月 1 日以前の船員保険被保険者記録が確認できるにもかかわらず、申立人に係る船員保険被保険者台帳は、同日以降の同記録の記載しか無く、かつ、申立期間①当時の同僚等に係る同台帳とは様式が異なっているが、このことについて、社会保険事務センター(当時)は、「申立人に係る同台帳としては、現存する当該台帳以外には無い。」としている上、当該同僚等の同台帳には、申立期間①における同記録が確認できることから、申立期間①における C 丸に係る同名簿及び申立人に係る同日以前の被保険者記録を記載した同台帳は、何らかの理由により失われた可能性が高い。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る船員保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の消失等の可能性が考えられるが、半世紀以上も経た今日において、保険者も被保険者名簿等の完全な復元をなし得ない状況の下で、その原因がいずれにあるかを特定することは不可能であり、申立人及び事業主に、これによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて、本件を見るに、申立人が申立期間①において継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、事業主がその届出を行った後に社会保険事務所において正しく記録されていない、又は、消失等した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業

主は、申立人が昭和 15 年 10 月 1 日に船員保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、A社における船員保険被保険者の資格喪失日は 16 年 9 月 9 日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額は、申立人の船員手帳及び船員原簿の給与に関する記録及び申立期間①当時において給仕であった同僚船員の船員保険被保険者記録により 35 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間③について、申立人から提出された船員手帳の記載内容に加え、A社が保管する船員原簿から、申立人が、申立期間③を含む昭和 18 年 11 月 19 日から 19 年 8 月 29 日までの期間、A社(当時は、G社)が所有するH丸に乗船し、甲板員として勤務していたことが確認できる。

また、申立人がH丸に乗船した期間に係るB会の船員保険被保険者名簿において、被保険者資格取得日が昭和 18 年 12 月 4 日とされている一方で、申立期間③当時の船長及び複数の同僚は、船員保険被保険者台帳において申立期間③に係る船員保険被保険者記録があり、当該記録と前述の船員原簿に記載してある記録が一致していること、及び同原簿により申立人と同時期にD省に転出し、同年 11 月 4 日にA社に復帰したことが確認できる同社が所有する他船舶の捕鯨船員だった同僚一人について、同社へ復帰した直後の乗船日は同年 11 月 14 日である上、当該同僚は同台帳により同年 11 月 13 日に船員保険被保険者資格を取得したことが確認できることから、申立期間③当時、同社は、捕鯨船員を雇入れと同時に船員保険に加入させていたことがうかがえるところ、申立人について、船員保険に未加入であることは不自然である。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は申立期間③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、昭和 18 年 12 月の船員保険被保険者名簿の記録により 55 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間③当時の事業主であるA社に代わって民間船舶及び船員の一元的管理を行っていたB会が解散しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間④について、前述 2 のとおり、申立人はH丸に乗船し、甲板員として勤務していたことが確認できる上、戦時加算該当船名簿によると、同船の加算区域航行期間は昭和 16 年 12 月 8 日から 21 年 3 月 31 日であることが認められる。

これらのことから判断すると、申立期間④について、昭和18年11月19日から19年8月29日までの期間を戦時加算該当期間として、船員保険被保険者記録を訂正することが必要である。

- 4 申立期間②について、申立人が、昭和16年11月28日から18年11月4日までの期間において、A社からD省に転出したことは同社の保管する船員原簿により確認できるものの、同原簿及び申立人から提出された船員手帳には申立期間②についての乗船記録の記載は無い。

また、申立人が、申立人と同時期に捕鯨船員としてA社に入社後、申立期間②当時同じ浚渫工事しゅんせつに従事していたと主張する同僚は、前述の船員原簿によると、申立人と同じ期間にD省に転出したことが確認できるものの、同原簿には、当該期間について乗船記録の記載は無い上、当該同僚に係る船員保険被保険者台帳においても被保険者記録の記載が無い。

さらに、申立人が申立期間②において、浚渫工事しゅんせつのため乗船したとするI丸及びJ丸は、昭和18年度日本船名録によりD省の所有船舶であることが確認できるところ、K省L局M課は、「D省時代の人事記録により、I丸が当局の前身である同省N出張所に所属する浚渫船しゅんせつであったことは確認できるが、同省E海峡工事に係る人事記録及び共済組合加入記録を確認したところ、申立人の記録及び勤務していたことが確認できる資料は無い。申立期間②当時の同工事従事者が加入していた共済組合は年金等の長期保障は無く、傷病等の短期保障のみであったようだ。」と回答している。

加えて、申立期間②当時の同僚は既に死亡しており、船員保険の適用状況について供述を得ることができない。

その上、申立人が申立期間②において、事業主により給与から船員保険料を控除されたことが確認できる給与明細書等は無無い。

このほか、申立人が申立期間②において、事業主により船員保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録について、平成16年8月9日は6,000円、同年12月13日は25万円、17年8月1日は19万7,000円、同年12月16日は23万円、18年8月4日は30万円、19年8月10日は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月9日
② 平成16年12月13日
③ 平成17年8月1日
④ 平成17年12月16日
⑤ 平成18年8月4日
⑥ 平成19年8月10日

ねんきん定期便の内容を確認すると、申立期間に支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された賞与支給明細書の保険料控除額及び賞与額から、平成16年8月9日は6,000円、

同年12月13日は25万円、17年8月1日は19万7,000円、同年12月16日は23万円、18年8月4日は30万円、19年8月10日は15万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録について、平成16年8月9日は1万8,000円、同年12月13日は23万円、17年12月16日は15万円、18年8月4日は30万円、19年8月10日は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月9日
② 平成16年12月13日
③ 平成17年12月16日
④ 平成18年8月4日
⑤ 平成19年8月10日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる

したがって、申立期間の標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳の保険料控除額及び賞与額から、平成16年8月9日は1万8,000円、同年12月13日は23万円、17年12月16日は15万円、18年8月4日は30万円、19年8月10日は15万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録について、平成16年8月9日は6,000円、同年12月13日は17万円、17年8月1日は25万8,000円、同年12月16日は20万円、18年8月4日は27万円、19年8月10日は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月9日
② 平成16年12月13日
③ 平成17年8月1日
④ 平成17年12月16日
⑤ 平成18年8月4日
⑥ 平成19年8月10日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、事業主から提出された貸金台帳の保険料控除額及び賞与額から、平成16年8月9日は6,000円、同年12月13日は17万円、17年8月1日は25万8,000円、同年12月16日は20

万円、18年8月4日は27万円、19年8月10日は15万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録について、平成16年8月9日は1万8,000円、同年12月13日は27万円、17年8月1日は31万円、同年12月16日は22万円、18年8月4日は30万円、19年8月10日は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月9日
② 平成16年12月13日
③ 平成17年8月1日
④ 平成17年12月16日
⑤ 平成18年8月4日
⑥ 平成19年8月10日

申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていないため、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された賞与支給明細書の保険料控除額及び賞与額並びに賃金台帳の保険料控除額及び賞与額から、平成16年8月9日は1万8,000円、同年12月13日は27万円、

17年8月1日は31万円、同年12月16日は22万円、18年8月4日は30万円、19年8月10日は15万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年12月から53年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年12月から53年4月まで
国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付の事実が確認できないとの回答を受けたが納付できない。
昭和52年12月に婚姻のため県外からA市に転居し、転居及び婚姻に伴う手続をすべて夫が行った。その際、国民年金に関する手続をしたかどうかのはっきりとした記憶はないが、53年5月という中途半端な時期に国民年金の任意加入手続だけを別に行うはずがないので、52年12月の婚姻と同時に任意加入手続をしたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年12月に国民年金に任意加入をしたと申し立てているが、特殊台帳、被保険者名簿、及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は、53年5月9日に国民年金任意加入被保険者資格を取得しており、申立人の住所変更手続についても同日付けで行われていることを踏まえると、申立人は、同年5月9日に任意加入被保険者資格取得手続を行ったものと推認でき、52年12月に同資格取得手続を行った事情はうかがえない。

また、申立期間当時、申立人は任意加入対象者であったことから、申立人が任意加入被保険者資格取得手続を行った時点では、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人及びその夫の加入手続に関する記憶は曖昧であり、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。